

対面で接客してサービスを提供する事業を営む中小企業者等の 新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を支援します！

不特定多数の方と対面して直接サービスを提供する事業を営んでいる市内の中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた業種別ガイドライン等を踏まえて実施する感染防止対策に必要な経費を支援します。

1. 対象者

- ・市内で対面で接客してサービスを提供する事業を営んでいる中小事業者等

2. 内 容

- ・国の業種別ガイドライン等を踏まえて実施する感染症防止対策のうち、接客に関する消耗品費等について支援します。

3. 対象経費

- ・国の業種別ガイドライン等を踏まえて実施する感染症防止対策のうち、接客に関する消耗品費（例）マスク、消毒液、飛沫防止ガード、体温計など

4. 支援額・支援率・上限額

- ・1事業者あたり最大10万円を2回まで支援します。

（補助率 5分の4以内、1回あたりの申請上限 10万円まで）

※1回の申請の購入金額の合計が30千円未満を除く。

※複数店舗ある事業者については、複数店舗をまとめて申請してください。

5. 申請期限

- ・令和3年9月30日（木）消印有効

6. 書類の入手方法

- ・四日市商工会議所のホームページからダウンロード

<http://www.yokkaichi-cci.or.jp/m01/coronashien/>

7. お問い合わせ先

- ・四日市商工会議所 新型コロナウイルス対策係

電話番号 059-352-8195

受付時間 9時から17時まで（月～金・土日祝日除く）